

農林水産関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-14 農林水産関係事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。 2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。 3 標準小作料については、新町において再編する。 4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。 6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。 7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。 9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 11 町村有林整備事業については、新町において再編する。 12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

「協議第23号 農林水産関係事業の取扱い」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

39

協議項目	22 - 14 農林水産関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。</p> <p>3 標準小作料については、新町において再編する。</p> <p>4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。</p> <p>9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>11 町村有林整備事業については、新町において再編する。</p> <p>12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
農業振興地域整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指定 昭和45年10月 ・策定年度 昭和46年度 ・農業振興地域面積 32,719ha うち農用地面積 18,846ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指定 昭和46年9月 ・策定年度 昭和46年度 ・農業振興地域面積 17,073ha うち農用地面積 12,606ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指定 昭和48年3月 ・策定年度 昭和48年度 ・農業振興地域面積 9,385ha うち農用地面積 4,388ha 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
農業経営基盤強化の促進に関する基本構想	<ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成6年度 構想内容 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤の強化の目標 効率的かつ安定的な農業経営の指標 農用地の利用の集積の目標 農業経営基盤強化促進事業 農地保有合理化事業 	<ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成6年度 構想内容 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤の強化の目標 効率的かつ安定的な農業経営の指標 農用地の利用の集積の目標 農業経営基盤強化促進事業 農地保有合理化事業 	<ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成6年度 構想内容 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤の強化の目標 効率的かつ安定的な農業経営の指標 農用地の利用の集積の目標 農業経営基盤強化促進事業 農地保有合理化事業 	新町において策定する。ただし、新構想が策定されるまでの間は、現構想を新町に引き継ぎ運用する。
地域農業マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成12年度 プラン内容 <ul style="list-style-type: none"> 経営・生産の総合的な振興 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成・確保方針 多様な担い手の育成・確保方針 女性農業者の育成・参画推進方針 高齢者対策推進方針 新規就農対策推進方針 担い手への農用地の利用集積方針 主要作物の生産振興方針 経営・生産体制として必要な各種事業の導入方針 活動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成12年度 プラン内容 <ul style="list-style-type: none"> 経営・生産の総合的な振興 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成・確保方針 多様な担い手の育成・確保方針 女性農業者の育成・参画推進方針 高齢者対策推進方針 新規就農対策推進方針 担い手への農用地の利用集積方針 主要作物の生産振興方針 経営・生産体制として必要な各種事業の導入方針 活動計画 	<ul style="list-style-type: none"> 策定年度 平成12年度 プラン内容 <ul style="list-style-type: none"> 経営・生産の総合的な振興 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び育成・確保方針 多様な担い手の育成・確保方針 女性農業者の育成・参画推進方針 高齢者対策推進方針 新規就農対策推進方針 担い手への農用地の利用集積方針 主要作物の生産振興方針 経営・生産体制として必要な各種事業の導入方針 活動計画 	新町において策定する。ただし、新プランが策定されるまでの間は、現プランを新町に引き継ぎ運用する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
農畜産物加工実 習施設	<p>【幕別ふるさと味覚工房】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置年月 平成7年12月 ・利用日及び時間 火曜日・祝祭日・年末年始以外 の日の9時から17時 ・管理形態 町直営（指導員 2名） ・利用実績 1,233人（平成14年度） 	<p>【ふるさと館食品加工研修室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置年月 平成9年9月 ・利用日及び時間 月曜日・年末年始以外の日の 9時から21時 （ただし、土・日・祝祭日は17 時まで） ・管理形態 村直営（指導員 1名、 ふるさと館職員） ・利用実績 1,117人（平成14年度） 	<p>該当なし</p> <p>類似施設 忠類村農畜産物食品加工施設 （忠類村農協所有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置年月 平成3年11月 ・利用日及び時間 日曜日・祝祭日以外の日の 8時30分～18時 ・管理形態 忠類村農協の管理運営 ・利用実績 504人（平成14年度） 	<p>現行のとおり新町に 引き継ぐものとする。</p>

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
農作物試験展示圃場	<ul style="list-style-type: none"> 試験開始年度 平成5年度 面積 67,937㎡ 主な試験内容 <ul style="list-style-type: none"> 薬剤比較試験 施肥試験 かん水試験 栽培試験 農協、普及センター等関係機関の持ち寄り試験 管理形態 <ul style="list-style-type: none"> 町直営（職員 2名） 	<ul style="list-style-type: none"> 試験開始年度 平成元年度 面積 15,000㎡ 主な試験内容 <ul style="list-style-type: none"> 農業試験場からの委託試験 農協、普及センター等関係機関の持ち寄り試験 緊急的課題解消試験 管理形態 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営・生産対策推進会議が管理運営（職員 2名） 	該当なし	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、新町において調整する。</p>
標準小作料	<ul style="list-style-type: none"> 標準額 <ul style="list-style-type: none"> 田 <ul style="list-style-type: none"> 上 13,000円 中 9,000円 下 5,000円 畑 <ul style="list-style-type: none"> 低台地区 <ul style="list-style-type: none"> 上 11,000円 中 9,000円 下 6,000円 高台地区 <ul style="list-style-type: none"> 上 9,000円 中 6,000円 下 4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 標準額 <ul style="list-style-type: none"> 畑 更別地区 7,100円 勢雄地区 6,600円 上更別地区 6,100円 更南地区 5,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 標準額 <ul style="list-style-type: none"> 畑(村内一円) <ul style="list-style-type: none"> 上 6,100円 中 4,700円 下 3,900円 	<p>新町において再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
農業後継者育成 奨学金貸付事業	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 修学に必要な資金 ・貸付対象者 専門学校又は大学等に進学する者 ・貸付金 月額20,000円 ・償還 貸付完了の翌月から8年以内の半年賦償還 ・貸付利率 無利子 ・償還金の免除 学校卒業後3年以内に農業従事し下記に該当する場合 農業従事期間5年以上 貸付金額の2分の1免除 農業従事期間10年以上 貸付金額の全額を免除 	合併時に廃止する。 ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
農業ゆとりみらい総合資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 農業経営に必要な事業に係る資金(農業生産に必要な施設の建設に要する経費など) ・貸付対象者 農業団体等 ・貸付限度額 最大50,000千円 ・償還期限 最大 15年 ・貸付利率(平成14年度実績) 無利子～1.47% 	該当なし	該当なし	新町の事業として、合併時に再編する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
結婚祝金	<p>該当なし</p> <p>(財)幕別町農業振興公社がグリーンパートナー対策事業において、農業後継者の結婚を祝す事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新婚者の集い 昼食を兼ねて、新婚者を激励する集い ・記念品の贈呈 宿泊券(幕別温泉ホテル緑館) 	<p>【農業後継者結婚祝金事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 村内に住所を有し、農業を営む後継者で村内に従事している者 村内で独立して農業を営み又は営むこととなった者、 村内に住所を有し又は住所を有することとなった者 ・結婚祝金 50,000円 	<p>該当なし</p> <p>定住化促進事業において、結婚祝金の制度あり</p> <p>村民同士 10,000円 いずれか新規村民 20,000円</p> <p>なお、本事業は平成18年3月31日で失効する。</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
酪農・肉用牛近代化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度 ～平成22年度 ・計画内容 生乳の生産数量、乳牛、肉用牛の飼養頭数目標 酪農経営、肉用牛経営の改善目標 乳牛、肉用牛の飼養規模拡大の措置 飼料自給率の向上の措置 生乳生産者の集乳施設整備、集乳の合理化の措置又は肉用牛の共同出荷、流通の合理化の措置 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度 ～平成22年度 ・計画内容 生乳の生産数量、乳牛、肉用牛の飼養頭数目標 酪農経営、肉用牛経営の改善目標 乳牛、肉用牛の飼養規模拡大の措置 飼料自給率の向上の措置 生乳生産者の集乳施設整備、集乳の合理化の措置又は肉用牛の共同出荷、流通の合理化の措置 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度 ～平成22年度 ・計画内容 生乳の生産数量、乳牛、肉用牛の飼養頭数目標 酪農経営、肉用牛経営の改善目標 乳牛、肉用牛の飼養規模拡大の措置 飼料自給率の向上の措置 生乳生産者の集乳施設整備、集乳の合理化の措置又は肉用牛の共同出荷、流通の合理化の措置 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>
飼料増産推進計画	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度 ～平成22年度 ・計画内容 飼料自給率向上方策 飼料増産目標設定 飼料増産の推進方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度 ～平成22年度 ・計画内容 飼料自給率向上方策 飼料増産目標設定 飼料増産の推進方策 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成12年度 ・計画期間 平成13年度 ～平成22年度 ・計画内容 飼料自給率向上方策 飼料増産目標設定 飼料増産の推進方策 	<p>新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
町村有牧場	【幕別町育成牧場】 ・地区数 1地区 ・運営主体 町直営 ・牧場面積 397.6ha ・草地面積 237.4ha ・入牧可能頭数 650頭 ・入牧畜種 乳用牛、肉用牛、農用雌馬及びその仔馬 ・管理人 5名配置	【更別村営牧場】 ・地区数 1地区 ・運営主体 村直営 ・牧場面積 317.4ha ・草地面積 237.2ha ・入牧可能頭数 750頭 ・入牧畜種 乳用牛、雌馬 ・管理人 6名配置	【忠類村営放牧利用施設】 ・地区数 5地区 ・運営主体 村直営 ・牧場面積 812.0ha ・草地面積 515.0ha ・入牧可能頭数 1,000頭 ・入牧畜種 乳用牛 ・管理人 9名配置	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。
農業農村整備事業管理計画	・策定年度 平成3年度 毎年度ローリング ・計画概要 農業農村整備事業が構造政策、農村活性化施策など農業・農村における各種施策を具体化し誘導する中核的事業として、その役割を担うための整備実行計画 ・対象事業 国営、道営、団体営等の各種土地改良事業	・策定年度 平成3年度 毎年度ローリング ・計画概要 農業農村整備事業が構造政策、農村活性化施策など農業・農村における各種施策を具体化し誘導する中核的事業として、その役割を担うための整備実行計画 ・対象事業 国営、道営、団体営等の各種土地改良事業	・策定年度 平成3年度 毎年度ローリング ・計画概要 農業農村整備事業が構造政策、農村活性化施策など農業・農村における各種施策を具体化し誘導する中核的事業として、その役割を担うための整備実行計画 ・対象事業 国営、道営、団体営等の各種土地改良事業	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
森林整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定年度 平成15年度 ・ 計画期間 平成16年度 ～ 平成25年度 ・ 森林面積 <ul style="list-style-type: none"> 町有林 1,195.20ha 私有林 7,048.80ha 道有林 331.00ha 計 8,575.00ha ・ 計画内容 <ul style="list-style-type: none"> 森林整備の方向 森林施業の方法 森林施業の合理化 その他森林の整備及び保全のために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定年度 平成15年度 ・ 計画期間 平成16年度 ～ 平成25年度 ・ 森林面積 <ul style="list-style-type: none"> 村有林 1,227.60ha 私有林 1,072.08ha 計 2,299.68ha ・ 計画内容 <ul style="list-style-type: none"> 森林整備の方向 森林施業の方法 森林施業の合理化 その他森林の整備及び保全のために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定年度 平成15年度 ・ 計画期間 平成16年度 ～ 平成25年度 ・ 森林面積 <ul style="list-style-type: none"> 村有林 1,125.36ha 私有林 2,083.32ha 道有林 3,561.00ha 計 6,769.68ha ・ 計画内容 <ul style="list-style-type: none"> 森林整備の方向 森林施業の方法 森林施業の合理化 その他森林の整備及び保全のために必要な事項 	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
町村有林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町有林面積 1,236.36ha (うち豊頃町内分41.16ha) 直営林 1,193.48ha 分収林 42.88ha ・ 施業方法 森林整備計画に基づき施業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村有林面積 1,227.60ha 直営林 1,227.60ha ・ 施業方法 森林整備計画に基づき施業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村有林面積 1,132.16ha (うち大樹町内分6.80ha) 直営林 1,072.44ha 分収林 59.72ha ・ 施業方法 森林整備計画に基づき施業 	新町において再編する。
育苗センター	該当なし	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積 12.19ha ・ 造林用苗木の生産 350,000本(年間) ・ 樹種 アカゾノマツ、トドマツ ・ 管理 忠類村森林組合に委託 	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

農林水産関係事業の取扱いに関する法令

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

（目的）

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

（農業振興地域の整備の原則）

第2条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとする。

（市町村の定める農業振興地域整備計画）

第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。

2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
- (2) 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- (2)の2 農用地等の保全に関する事項
- (3) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整（農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。）に関する事項
- (4) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- (4)の2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- (5) 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの
- (6) 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

（農業振興地域整備計画の基準）

第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な事項を一体的に定めるものでなければならない。

2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならない。

先進事例

南アルプス市(山梨県)

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱い

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方針は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 災害復旧事業の農地 | 工事費に対し補助残の 25% |
| (2) 県単土地改良事業 | 工事費に対し 5% |
| (3) その他の土地改良事業 | 工事費に対し補助残の 10% |

農林業振興の一体的取扱い

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調節する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることにし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。

農林土木事業の取扱い

農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。
- (2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引継ぎ、新規事業の補助率は事業採択時に新市において調整する。
- (3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

富士河口湖町(山梨県)

- (1) 農業基本構想については、新町において旧町村の基本構想を基に策定する。
- (2) 農業振興地域については、新町でのエリア構成による見直しを図る。また、遊休農地解消事業については、新町において引き続き実施する。
- (3) 農林水産関係の継続事業については、新町において調整を図り、引き続き実施する。
- (4) 農道及び林道については、現行のとおり新町の農道及び林道として維持管理する。
- (5) (略)

かほく市(石川県)

- 1 農業振興計画等については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- 2 農業経営基盤強化促進事業については、宇ノ気町の例による。
- 3 農業近代化資金利子補給事業については、高松町の例による。
- 4 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 標準小作料については、新市において調整する。ただし、新市の標準小作料ができるまでの間は、現行のとおり新市において取り扱うものとする。
- 6 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 農林関係事業負担率については、合併時に調整する。
- 8 生産調整については、合併後新市において調整する。
- 9 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- 11 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 12 有害鳥獣駆除については、新市において調整する。
- 13 松くい虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独事業については、合併時に調整する。
- 14 アメリカシロヒトリ駆除については、合併時に調整する。
- 15 畜産施設環境改善事業については、宇ノ気町の例による。